

平成25年11月13日

薩摩川内市「使用済核燃料税」の更新

平成25年10月1日に鹿児島県薩摩川内市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 使用済核燃料税の更新理由

鹿児島県薩摩川内市においては、平成15年9月に使用済核燃料税を創設し、防災対策、民生安定対策、環境対策等諸施策の実施に要する財源に充当してきたところである。

平成20年度に更新を行った現行の使用済核燃料税条例は、平成26年1月4日に失効するが、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、国の防災計画の見直しと、防災対策を講ずべき範囲の大幅な拡大への更なる対策が求められており、安全対策・防災対策等に係る財政需要が見込まれている。

今後においても、地域住民の安全確保・福祉の向上等に対して、引き続き市民の要請に適切に応えていく必要があるため、使用済核燃料税の課税期間を5年間延長しようとするものである。

2. 使用済核燃料税の概要

課税団体	薩摩川内市
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
課税標準	貯蔵されている使用済核燃料（使用済燃料集合体）の数量 （1原子炉につき157体を超える分）
納税義務者	原子炉設置者
税率	1体当たり25万円
徴収方法	申告納付
収入見込額	(初年度) 392百万円 (平年度) 392百万円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	なし
課税を行う期間	平成26年度～平成30年度までの5年間

担当：自治税務局企画課
今道（23514）、高橋（23516）
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659